

平成20年1月29日(火)
奈良市都市整備部
まちづくり指導室建築指導課
内線 3418

旧ダイエー跡地におけるぱちんこ店の建築工事に対する建物建築工事続行禁止仮処分命令申立について

奈良市は、アンダーツリー株式会社が奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に規定する禁止区域内において、同条例第7条の建築等中止命令を無視してぱちんこ店の建築工事を行っているため、建物建築工事続行禁止仮処分命令申立を行いました。

1. 仮処分命令申立を行った理由

アンダーツリー株式会社が、奈良市油阪地方町8番地の1並びに油阪町1番地の95、同1番地の109、同1番地の123、同2番地の3、同2番地の45及び同461番地において建築しているぱちんこ店は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号。以下「条例」という。)第4条第4号及び第5号に規定する建築禁止区域であるため、平成19年12月26日付けで同条例第7条に基づく建築等中止命令を行いました。アンダーツリー株式会社はこの命令に従わず建築工事を続行しています。

同条例には、第10条により罰則は規定されていますが、建築中止命令に従わない場合に、これを強制的に阻止し、建物の建築を中止させる手段は規定されていません。

しかし、本件条例に違反するものに対して刑事罰以外に何らかの措置も講じられないとすれば、本件条例の趣旨である行政目的を実現することは著しく困難であり、ひいては市政運営を阻害し、公益に反する結果となることは明らかであります。

よって、奈良市は建築工事に対する建物建築工事続行禁止仮処分命令申立を奈良地方裁判所に行いました。